仕様書

本仕様書は、常滑市が実施する農畜水産物等直売所整備に係る調査業務委託について、必要な事項を定める。

1 業務名

農畜水産物等直売所整備に係る調査業務(以下、「本業務」という。)

2 目的

本市では、一次産業の担い手の減少や高齢化など、多くの課題を抱えている。こうした 状況の中で、一次産業を中心に本市の強み、弱みを整理し、地産地消の推進や産業の担い 手の創出、交流人口増加による経済規模の拡大等により、地域課題解決に寄与する機能を 有する「農畜水産物等直売所」の整備を検討する。

本業務は農畜水産物等直売所整備の検討に必要な機能や施設概要等について、本市の状況や社会情勢を調査し、農畜水産物等直売所整備の可否を検討するための基礎資料を作成するものである。

また、農畜水産物等直売所の設計・建設・維持管理・運営について、民間活力を最大限活用することにより低廉で良質なサービス提供ができる手法等について、導入可能性を総合的に調査・検討を行うことも目的とする。

3 業務の対象地域

常滑市内全域

4 委託期間

契約締結の日から 2024 年 12 月 27 日 (金) まで

5 業務委託内容

- (1)農畜水産物等直売所の商品に関する調査業務
- ① 農畜水産物等直売所の需要量、供給量について調査し、常滑市及び知多半島の農畜水産物等について農畜水産物等直売所に提供可能な品目・量を調査すること。
- ② 前記①以外で農畜水産物等直売所に提供可能な愛知県内の特産品について調査すること。
- (2) 農畜水産物等直売所の整備に向けた調査・検討業務
- ① 現状把握、課題整理
 - ・直近及び今後 10 年程度における経済・社会構造や産業構造等を分析し、農畜水産物等直売所のあり方、検討の背景を整理すること。
 - ・地域特性(土地利用、交通、産業、農水産業、観光、人口動態など)を整理すること。

- ・市内の商業施設や観光施設への影響、周辺自治体を含めた商圏分析を実施すること。
- ・市民や一次産業従事者への調査や意見交換を実施すること。
- ・地域課題の整理、農畜水産物等直売所の在り方を整理すること。
- ② 先進事例調査
 - ・ヒアリング等により成功事例や失敗事例を調査し整理すること。
- ③ 候補地の検討比較
 - ・候補地を3地点以上選定し、概要を整理するとともに、各候補地におけるターゲットとなる客層、立地環境、アクセス、建設条件、関連法規等を整理し、比較検討を行うこと。
- ④ 施設機能、規模を検討
 - ・③で選定した候補地のうち1点を選び、農畜水産物等直売所と一緒に整備することで地域の賑わい創出に資する機能及び施設規模を検討すること。
- ⑤ 官民連携の事業手法、事業スキームの検討
 - ・整備及び管理運営に関して適用可能な事業手法を抽出し、各手法について定性的及び 定量的評価により比較整理すること。
 - ・農畜水産物等直売所及び④で検討した機能について、整備及び管理運営における最適な事業スキーム(事業範囲、事業方式、事業形態、事業期間、法制度、財源等)を検討し結果を整理すること。また、想定される事業スケジュールをまとめること。
- ⑥ 管理運営手法の検討
 - ・想定される管理運営手法を検討し、管理運営に関する考え方を整理するとともに、概算運営費用を算出すること。
 - ・農畜水産物等直売所について、ヒアリング等により運営候補者を調査すること。(5事業者程度)
- ⑦ 関係者による先進地視察
 - ・先進地視察を企画し実施すること。

6 著作権等に関する取扱い

- ① 成果品及び本業務のために作成した資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- ② 成果品等が他者の所有権及び著作権を侵すものでないこと。
- ③ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 個人情報及び法人情報の取得・保護・管理など

- ① 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約 目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ② 受注者は、個人情報及び法人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ③ 受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、本協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 成果品

以下の①及び②を記録した電子媒体(CD-R) 一式

- ① 業務報告書(各種調査集計・分析結果・整理結果及びその関連資料)
- ② 各種調査集計データ
- ※ 成果品はPDF及び Microsoft office で加工可能なデータ形式 (docx、xlsx、pptx など) で作成し提出すること

9 支払いに係る留意事項

本業務の支払いは、業務報告を受け、業務の検査後に、受託者に支払うものとする。